

一般社団法人 日本子ども学会 定款施行細則

第1章 会員

(会員の権利)

第1条 定款第5条に定める会員は次の資格を有する。

- (1) 学術集会、研究会での発表資格
- (2) 学会誌への論文の投稿資格
- (3) 学会誌を受け取る資格
- (4) 学術集会など各種会合の参加費の割引資格

(会費)

第2条 会員が納入すべき会費の金額は次のとおりとする。年度途中に入会した場合も同一金額とする。一度納入された会費は返金できない。

- (1) 正会員 : 6,000 円
- (2) 一般会員 : 6,000 円
- (3) 学生会員 : 3,000 円
- (4) 賛助会員 : 30,000 円

第2章 委員会

(任務、構成、運営)

第3条 当法人の事業を推進するために、運営委員会、財務委員会、広報委員会、研究開発委員会、榊原子ども学奨励賞運営委員会、小林登「子ども学」賞運営委員会、学会誌編集委員会を設置する。

- 2 委員長は原則として業務執行理事が担う。
- 3 委員長及び委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 4 委員会は事業計画書及び収支予算書に基づき活動し、理事会に報告する。
- 5 委員会は内規を設け、理事会に報告する。

第3章 学術集会

(実行委員会の設置)

第4条 学術集会を実施するために、実行委員会を設置する。

- 2 実行委員会は年度ごとに設置する。
- 3 委員長（大会長）は学術集会の開催園・開催校の関係者が担い、理事会が承認する。
- 4 委員には2名以上の理事が加わり、その他の委員は委員長（大会長）が選任する。
- 5 委員長（大会長）は開催計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得る。

第4章 改正

第5条（改正）

本施行細則の変更は、理事会の決議を要する。

附 則

- 1 この細則は、2026年3月21日から施行する

以上